

手続チェックシート【転出】

他の市町村へ転出される方へ

これまで、ありがとうございました。 ” **また、うも～りよ～** ”

転出届 新しい住所地にお住まいになる**14日前から**受付しています。



転出証明書を発行いたします。

「転出証明書（又はマイナンバーカード、住基カード）」を持参して新しい住所地の市区町村で転入届を行ってください。

*** 届出に必要なもの ***

- ・印鑑
- ・国外へ転出される方でマイナンバーの「通知カード」又は「マイナンバーカード」

☆ **必要な書類がそろわない手続は、後日改めて来庁いただく場合があります。** ☆

☆ **忘れずにお持ちください** ☆

*** 本人確認書類 ***

役場での手続きの際は本人確認いたします。

本人確認書類の提示をお願いいたします。

1点で
本人確認
できるもの

官公署が発行した、顔写真付きで身分が証明できるもの
免許証、マイナンバーカード等

本人確認に
2点以上
必要なもの

- ・健康保険証・年金手帳・介護保険証
- ・顔写真付きの社員証、学生証等

*** 代理人の方が手続する場合 ***

- ① 代理人として来られた方について本人確認いたします。
- ② 手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。

これまで、ありがとうございました。**”また、うも〜りよ〜”**

【転出の届出をされる方へ】

次項に該当される場合は、担当課でお問い合わせの上、手続きをしてください。

チェック	項目	手続	必要なもの	担当課	受付印
<input type="checkbox"/>	転出届出	・住民異動届の記入が必要です。 ・転出証明書を発行します。転出先で必要になります。 *マイナンバーカード又は、住民基本台帳カードでも手続きできます。	・本人確認書類 ・別世帯で代理の方の場合 (委任状、代理人の本人確認書類、代理人の印鑑)		
<input type="checkbox"/>	犬の登録	・手続きはありません。 ・転出先にて、犬の転入手続きを行ってください。	・交付した登録鑑札 (転出先で必要です。)	町民税務課	
<input type="checkbox"/>	各税金・保険料等	・納税の必要がある場合は、町民税務課で確認の上、納税してください。			
<input type="checkbox"/>	国民健康保険 後期高齢者医療	・資格喪失の手続きが必要です。 *国保世帯の方は、保健福祉課の手続き後に、町民税務課(税務地籍T)へお越しください。	・保険証 ・本人確認書類 ・印鑑・通帳		
<input type="checkbox"/>	介護保険被保険者	・資格喪失の手続きが必要です。 ・被保険者証を返却してください。	・介護保険被保険者証 ・負担限度額認定証 ・介護保険負担割合証 ・印鑑		
<input type="checkbox"/>	福祉医療 (各種医療費助成等)	・資格喪失の手続きが必要です。	・本人確認書類 ・印鑑 ・受給者証	保健福祉課	
<input type="checkbox"/>	児童手当等	・資格喪失の手続きが必要です。	・印鑑 ・証書(児童扶養手当・特別児童扶養手当受給されていた方)		
<input type="checkbox"/>	学童保育・保育所の退所	・退所届出書を提出してください。 ・保育料等の未納分がある方はお支払いください。	・印鑑		
<input type="checkbox"/>	水道	・閉栓の手続きが必要です。	・印鑑 ・手続きに関しては、まちづくり課までご連絡ください。	まちづくり課	